

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を三十人増加し千四百二十人に、判事補の員数を十五人増加し八百十四人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を七人増加し、二万千六百六十四人に改める。
- 三、この法律は、平成十四年四月一日から施行する。